

「子育て支援員研修事業」業務委託 企画提案に際し想定される質問と回答

No	項目	質問内容	回答
1	委託契約締結及び事業開始の日程について	県として委託契約締結及び事業開始の日程を前倒しすることは可能ですか。	県においても、選考委員会における委託先の選定後、速やかに委託契約を締結し、事業を開始したいと考えますが、選考委員会の日程を調整中のため、詳細の日程は未定です。なお、研修開始前に、受講者の募集期間が一定程度必要と考えますので、研修スケジュール作成時にあたり御留意ください。
2	研修日程について	各コースを複数受講することが可能となるように、時間割を編成する必要がありますか。	研修日程については提案者の企画提案事項と考えますが、受講者は自身の従事(予定)先に応じてコース選択することが想定されるため、必ずしも各コースを複数受講することが可能となるように研修日程を編成する必要はありません。
3	研修会場について	会場は徳島市のみを検討していますが、もし、南部・西部に会場を設ける場合、県として会場の世話を願えますか。	研修会場については提案者の企画提案事項と考えます。なお、受講者の立場に配慮した会場設定を行う必要がありますが、提案者が県南部・県西部地域で会場を確保できない場合等にあつては、県南部・県西部地域での実施は必須ではありません。また、例えば、サテライト形式の実施や基本研修のみ県南部・県西部地域でも実施する等の方法も可能です。
4	研修受講者の人数について	研修の申込者数が仕様書に記載する定員規模(基本研修の総受講者数約250名)を上回った場合、受講不可として良いでしょうか。	平成28年度の研修においては、224名の研修受講申込がありました。県においては、本年度の研修実施にあつては、基本研修の総受講者数として約220名を定員規模として設定しておりますが、定員規模を上回った場合に、どのような対応がなされるのかも提案者の企画提案事項と考えます。
5	一部科目修了者の取扱いについて	欠席した場合、一部欠席の修了書が発行されるようですが、例えば2月に再度受講する場合、欠席の科目のみを受講する申込みでよいのでしょうか。次年度の場合でも、欠席した科目のみの受講でよいのでしょうか。	当初設定された研修日程で欠席者が出た場合、未履修科目のみ補講を行うことも可能としており、補講の受講によって全科目修了した者には、子育て支援員修了証書の交付を行います。次年度において受講する場合も、未履修科目のみを受講すれば、子育て支援員修了証書の交付を行います。(cf.仕様書7(6)、子育て支援員研修事業FAQ9)
6	基本研修の実施回数について	仕様書p2に、基本研修については、受講者全員が受講することを考慮し、2回以上実施することが望ましいこととありますが、もし1回欠席すると再受講してもらうことになるのでしょうか。	基本研修について、「受講者全員が受講することを考慮し、2回以上実施することが望ましい」としているのは、受講者に複数(2回以上)の研修日程等を用意することにより、受講希望者を増やすことや基本研修の修了率を上げることを意図しています。また、会場規模から、基本研修を2回以上に分けなければいけない場合も想定されます。したがって、2回以上実施する場合も、各回の研修内容は同一のものであり、受講者はいずれか1回を受講すれば構いません。なお、1回目の基本研修の受講者が一部科目を欠席した場合に、2回目の基本研修で未履修科目のみを受講することで基本研修を修了させることも可能です。
7	心肺蘇生法の実施について	AED等を用いた心肺蘇生法(実技)は、受講者数が多い場合、複数で指導してよいでしょうか。また、実施場所は教室以外の施設等を使用することは可能でしょうか。	複数で指導していただいても構いません。実施場所については、研修実施に適切な場所であれば、教室以外の施設等でも構いません。
8	地域子育て支援コース(利用者支援事業)の実施について①	シラバスの地域子育て支援コース(利用者支援事業(基本型))⑤、同コース(利用者支援事業(特定型))④にある「各自自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する」について、この形式は提供してもらえますか。	地域子育て支援コース(利用者支援事業)については、基本型、特定型のいずれについても、利用者支援事業を実施する(又は実施する予定の)市町村の職員が受講者になることが想定されます。したがって、研修では当該市町村が使用する記録の形式を使用することとなり、その形式は当該市町村又は受講者本人に提供していただくことになると考えられます。
9	地域子育て支援コース(利用者支援事業)の実施について②	シラバスの地域子育て支援コース(利用者支援事業(基本型))③にある「研修の区域の社会資源に関する資料」を県として提供していただけますか。	必要に応じて、県が把握する限りで受託者に情報提供を行うことは可能です。

No	項目	質問内容	回答
10	地域子育て支援コース(利用者支援事業)の実施について③	地域子育て支援コース(利用者支援事業(基本型))の実習先の確保(480分(8時間))について、県として確保は可能でしょうか。	シラバスに記載のとおり、見学実習先の最終的な確保は受講者自身に行っていただきますが、必要に応じて、受講者の属する市町村や県が協力を行うことは可能と考えます。
11	専門研修の受講要件について	基本研修を完全に修了した場合にのみ、専門研修を受講できるのでしょうか。	専門研修の受講には、基本研修の免除者を除き、基本研修を全て修了している必要があります。(cf.子育て支援員研修事業実施要綱5(3)イ(ウ)) このため、本県では、基本研修について、「受講者全員が受講することを考慮し、2回以上実施することが望ましい」としております。(cf.仕様書7(1)①)
12	他の実施主体での受講について	受講者が他の実施主体の受講と併用する場合、開講する日程等の調整が必要となる考えられます。その場合、他の実施主体の担当部署の確認をどのようにすればよいでしょうか。	本県では、基本研修及び専門研修の各コースを1事業者に実施していただく仕様としているため、本県で今年度の子育て支援員研修を実施するのは、選考委員会で委託先として選定された1事業者のみとなります。したがって、基本的に、受講者が他の実施主体が実施する研修と併用する場合はないと考えられます。
13	アンケート調査について	アンケート調査について、統一された様式はありますか。アンケートは各科目ごとに実施するのでしょうか。	アンケート調査の内容、様式等は受託者と協議の上、決定する予定です。 なお、アンケート調査は次年度以降の研修事業の参考とするために実施しますので、研修全体についてのアンケートを行いたいと考えており、各科目ごとの実施は不要と考えております。
14	実績報告について	実績報告書の様式はありますか。	受託者には様式を示す予定です。
15	委託費の内訳について	委託費に係る人件費割合を教えてください。また、委託費には法定福利費等も含まれますか。	委託費については、仕様書に記載する委託金額の上限内であれば、人件費割合に上限はありません。また、法定福利費等についても、委託費に含んでいただいで構いません。
16	ファミリー・サポート・センターの会員講習会等の既存の研修・講習との兼ね合いについて	ファミリー・サポート・センターの会員講習会(24時間講習)の講習内容に、子育て支援員研修の一部のカリキュラムが含まれています。内容が重複するカリキュラムについて、会員講習会の実施により、子育て支援員研修の実施に代えてもよいでしょうか。	受講者管理の観点等から子育て支援員研修単体での実施が望ましいと考えますが、研修内容が子育て支援員研修事業実施要綱及びシラバスの内容を満たしていれば、ファミリー・サポート・センターの会員講習会等の既存の研修・講習等(以下「会員講習会等」という)の開催により、一部カリキュラムを実施しても差し支えありません。 ただし、この場合も、仕様書に記載する定員規模(基本研修の総受講者数約220名)で実施していただく等、仕様書の内容は遵守していただく必要があります。このため、会員講習会等の申込者との調整が必要と考えます。 また、会員講習会等の実施主体(委託元)にも了解をとっていただいた上で、経費については、適切な形で按分していただく必要があると考えます。